

守ろう! テナガエビ

高知県内では、9月から翌年3月までの間、
テナガエビ類の採捕を禁止しています。

※テナガエビ類は、一般に「川エビ」と呼ばれ親しまれています。高知県には主に、テナカエビ、ミナミテナカエビ、ヒラテナガエビが生息しています。



【お問い合わせ先】

高知県内水面漁場管理委員会事務局（高知県漁業管理課）

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL:088-821-4608 / FAX:088-821-4527 E-mail:040301@ken.pref.kochi.lg.jp

テナガエビ類の資源回復と持続的な利用に向けて

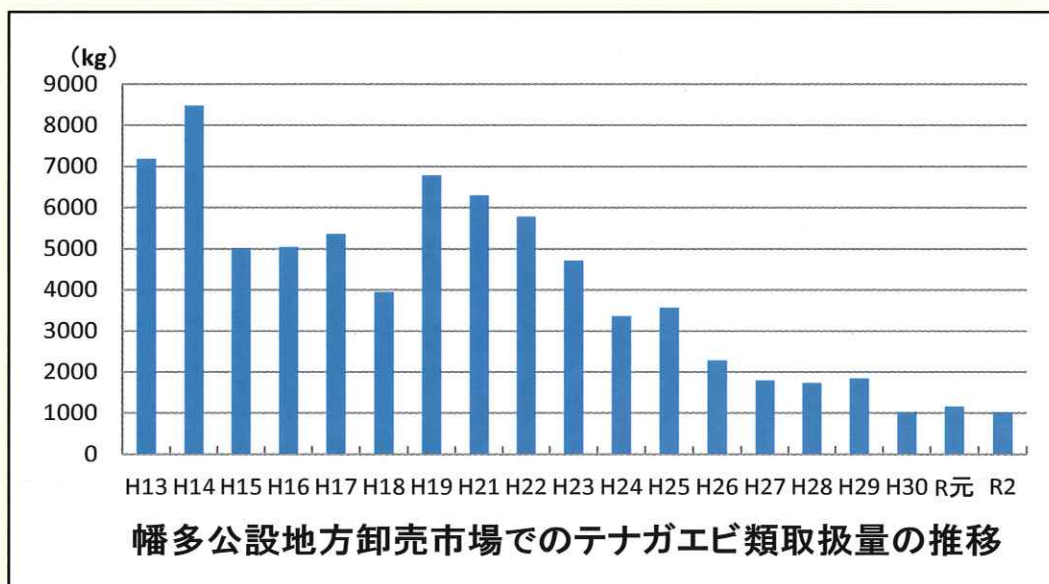
1 テナガエビ類とは

- ・十脚目テナガエビ科テナガエビ属に分類されるエビの総称です。
- ・熱帯・温帯の淡水域や汽水域に生息する大型のエビで、第2胸脚が長いのが特徴です。
- ・寿命は、2～3年です。
- ・高知県に生息するのは主に、テナガエビ、ミナミテナガエビ、ヒラテナガエビです。

2 テナガエビ類の現状

県内河川に広く生息するテナガエビ類は、第五種共同漁業権の対象種ではないため、誰でも採捕することができます。そのため、内水面漁業関係者の収入源の一つになっているだけでなく、夏に子供たちが川遊びで採捕するなど、一般に遊漁の対象となっており、「川エビ」と呼ばれて親しまれています。

しかしながら近年、河川環境の悪化や、観光資源としての需要の高まりなどによる漁獲圧力の上昇によって、資源の枯渇が懸念されています。



3 テナガエビ類の採捕禁止

テナガエビ類の資源保護及び持続的利用を図るため、**9月1日から翌年3月31日**までの間、県内の河川などの内水面における採捕を禁止する指示を発動します。

※違反した場合、漁業法に基づく罰則が適用される場合があります。